川崎市アートセンター

指定管理者 募集要項

令和7年10月 川崎市市民文化局市民文化振興室

目 次

1	対象施設の概要	. 3
	 (1)名称 (2)所在地 (3)設置条例 (4)施設概要 (5)利用時間及び休館日 (6)各施設の概要 	. 3 . 3 . 3
2	指定管理者が行う業務	. 4
3	指定予定期間	. 5
4	指定管理業務に係る経費	. 5
	(1) 利用料金 (2) 指定管理料 (3) 事業収入 (4) 自主事業収入 (5) 指定管理料の支払方法 (6) 管理運営に係る経費の精算 (7) その他	. 5 . 6 . 6 . 6
5	応募資格・条件	. 7
	(1) 応募資格	
6	応募手続	. 8
	(1) 応募書類の提出	. 8
7	応募のための提出書類	. 9
	(1) 応募書類	
8	選定	10
	(1)選定方法(2)選定基準(3)選定手続(4)指定管理予定者選定結果の通知・公表	11 12
	(5) 指定管理予定者について	

9	指	6定管理業務開始までのスケジュール	12
1	0	モニタリング・評価	13
	(2 (3 (4 (5 (6 (7		13 14 14 14 14
1	1	指定管理業務に係る協定の締結	15
1	2	作業報酬の支払いに関すること	15
1	3	市と指定管理者のリスク分担に関すること	16
1	4	コンプライアンスに関すること	16
1	5	業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備	17
1	6	指定管理者の継続が困難になった場合	17
1	7	業務の委託(業務の一括委託の禁止)	17
1	8	事業所税等	18
1	9	危機管理体制の整備と対応	18
	(2)安全管理に関すること	18
2	0	留意事項	18
	(2 (3 (4 (5 (6 (7) 募集要項等の承諾) 重複提案の禁止) 応募の辞退) 指定管理者選定過程で不祥事等が発生した場合の対応) 適格請求書等保存方式(インボイス)に関すること) 市政への協力について) 守秘義務) 関係法令等の遵守 	18 19 19 19
2		問合 サ 朱	

川崎市アートセンター指定管理者募集要項

川崎市アートセンター(以下、「アートセンター」という。)は、「芸術文化都市の創造」を推進するための中核施設として整備し、「芸術文化の創造、発信及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与する」(川崎市アートセンター条例(平成18年10月10日条例第62号。以下、「条例」という。))目的で設置しています。

アートセンターは、小劇場と映像館を併せ持つ小規模ですが専門性の高い設備を有する施設として、小田急線新百合ヶ丘駅から数分に立地し、地域の大学をはじめとする多様な関係団体等とのネットワークを活かした事業を展開しています。

川崎市では、アートセンターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び条例第4条の規定に基づき、第5期の令和9年4月1日から令和14年3月31日までの施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

川崎市アートセンター

(2) 所在地

川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号

(3) 設置条例

川崎市アートセンター条例

(4) 施設概要

ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て

- イ 敷地面積 2,138㎡ 延床面積 1,912.19㎡
- ウ 施設内容 劇場(客席195席・最大214席)、楽屋、映像ホール(客席113 席)、録音室、工房、研修室、事務室ほか
- 工 開設 平成19年10月31日

(5) 利用時間及び休館日

アートセンターの利用時間及び休館日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができます。

利用時間	午前9時から午後10時30分まで
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日

(6) 各施設の概要

施設名称	設備	定員等
劇場	●形式:ブラックボックス型	195 席 (基本形式•車
	●舞台:間口 11.4m	椅子2席を含む、最
	奥行 7.4m (基本形式・舞台前面からホリゾントまで)	大 214 席)※うち 4
	※客席数 214 席の場合 6.370m(固定舞台部分)	席は可動席で車椅子
	※客席数 138 席の場合 11.670m(固定舞台+可動舞台)	席2席相当分に転用
	高さ 9.05m (舞台面からスノコまで)	可能
	●吊物:客席バトン3本 美術バトン19本(長さ10.2m	※客席の面積(舞台、
	許容荷重 300kg まで、速度 10cm/s 一定速度)	舞台袖の面積を除
		く)154.8 m² (195 席
		の場合)
楽屋	●48.4 ㎡(3 室可動間仕切り)	楽屋1:6名
	※楽屋1:12.9 ㎡	楽屋2:7名
	※楽屋 2 :15.8 ㎡	楽屋3:10名
	※楽屋3:19.7 ㎡	
	●床:カーペットタイル (3室共)	
映像ホール	●116. 8 m²	113 席(車椅子 2 席
	●全自動型 35mm 映写機 2 台	を含む)※うち 11 席
	●ビデオプロジェクタ 1台	は可動席で車椅子席
	●客席床:カーペットタイル	5 席相当分に転用
		可能
録音室	●16. 9 m²	
	●デジタルミキシングコンソール 1式	
	●デジタルオーディオワークステーション	
	●床:カーペットタイル	
工房	●84. 5 m²	
	●床:合板	
研修室	●18. 3 m²	10 名
	●床:カーペットタイル	

2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、アートセンターの事業を実施するため、次に掲げる業務を行います。

- (1) 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関すること。
- (2) 芸術文化の鑑賞会を開催すること。
- (3) 施設及び設備を利用に供すること。
- (4) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 芸術文化に関する活動の支援に関すること。

- (6) 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関すること。
- (7) その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

※ 留意事項

令和9年3月31日以前において、令和9年4月1日以降の、既に利用申込のあった貸館利用や実施が決定している事業については、原則として現在の指定管理者から引き継ぎ、次期指定管理者の責任において業務を実施する必要があります。

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

4 指定管理業務に係る経費

アートセンターは、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用します。施設の利用者が支払う利用料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入とします。

指定管理者は、利用料金、市が指定管理者に支払う経費(以下「指定管理料」という。) をはじめ、次に掲げる収入により、管理運営業務を行うものとします。

ただし、令和14年度以降(指定期間後)の施設使用許可に基づき前納で利用料金を 受領した場合には、当該事業年度の利用料金収入とすることはできないものとし、受領 した利用料金は、前受金として次事業年度以降の管理業務を実施する指定管理者に引き 継ぐものとします。

(1) 利用料金

利用料金の額は、条例9条第3項の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を受けた上で、指定管理者が定めることになります。

(2) 指定管理料

令和6年度までの実績をもとに算出した想定される第5期指定管理料の上限額と、 令和6年度の実績額を次のとおり示します。

なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意 してください。

○指定管理料上限額

令和9年度196,884千円令和10年度202,951千円令和11年度209,298千円令和12年度215,938千円令和13年度222,888千円

いずれの年度も消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

なお、指定管理料については、次の点に留意してください。

ア 指定管理予定者の選定は、プロポーザル方式により行うものであり、提案された指定管理料の高低だけでなく、事業計画の内容等を総合的に評価します。

イ 指定管理業務以外に自主事業を提案する場合は、応募者の責任において、かつ当該

自主事業による収入の範囲内で行うこととします。

ウ 提案された指定管理料は、市の予算編成過程や予算議決を経て、年度協定の中で 決定するものであり、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

· 令和 6 年度支出決算額 274, 287 千円

・令和6年度収入決算額 259,035 千円 (うち、指定管理料額 172,475 千円)

(3) 事業収入

施設の設置目的を達成するために指定管理者が業務として企画・実施する事業の収入は、指定管理者に帰属するものとします。事業計画書において具体的な実施計画を提案してください(指定管理者から事業計画書において提案された事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。)。

(4) 自主事業収入

施設の設置目的を達成するために指定管理者が業務として企画・実施する自主事業の収入は、指定管理者に帰属するものとします。

事業計画において、具体的な実施計画を提案してください(指定管理者から事業計画書において提案された事業の実施については、協定締結の際に、改めて協議するものとします。)。

(5) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払については、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払います。

(6) 管理運営に係る経費の精算

指定管理業務を市が示した基準どおりに実施する中で、利用料金収入の増加、コストの削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金は、原則として精算による返還を求めません。逆に、利用料金収入などが減少した場合でも、指定管理料による補填は行いません。

ただし、原材料費の高騰や災害等による大規模な損害(不可抗力による場合)等、 赤字の原因が指定管理者にない場合は別に定める基準により補填可能とします。他方、 催物などの実施回数が協定回数を著しく下回った場合の経費、法令で定める職員の定 足数を下回った場合の人件費、法令に定めはないが仕様書等で定めた職員の定足数を 下回り、かつその影響で指定管理業務の一部又は全部が実施できなかった場合の人件 費、その他協定時に見込まれていない特段の事情の変更が生じた場合の経費など、当 初の協定金額どおり支払うことが合理的でない場合については、精算による返還を求 めることがあります。

(7) その他

- ア 応募にあたっては、応募時点の条例で定められた利用料金の範囲内で提案を行ってください。なお、今後利用料金の見直しを実施した場合には、改正後の利用料金に基づき、指定管理予定者に決定した法人その他団体と協議の上、指定管理料を決定します。
- イ 労働安全衛生法及び事務所衛生基準規則に基づき、人員配置に応じて事務スペースを確保するようにしてください。施設内で十分なスペースが確保できない場合は、

別途賃借することも想定してください。

· 2 階事務室: 47.39 m²

・令和6年度の施設外事務スペース賃借実績

賃借物件の広さ: 56.90 m² 家賃・地代: 2,566,668 円

- ウ 劇場の調光器について、令和9年度からリース契約を想定しており、様式3-1 「5年間の収支予算内訳書」の賃借料に、現在の調光器と同水準のものを導入する よう経費を見込むこと。
 - •現行機種:LICSTAR-IV TypeJ

プリセットフェーダー: 60本×3段 サブマスターフェーダー: 20本×20ページ シーンメモリー: 1000シーン

5 応募資格・条件

(1) 応募資格

次の条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。

- ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本 市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- ウ 本市から指名停止措置を受けていない者
- エ 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない 者
- オ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立をしていない者、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立をしていない者
- カ 団体又はその代表者が本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理制度における暴力団排除に関する合意書」において排除措置の対象者とされていない者
 - ※ 排除措置の対象となる場合
 - ・法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団員等」という。) が含まれている場合
 - ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の 利益を供与している場合
 - ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - ・法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の 団体を利用している場合
- キ コンプライアンスに関する規程(行動指針や推進体制等、コンプライアンスに関する基本事項を定めたもの)を有している者

(2) 応募条件

応募条件は、次のとおりです。

- ア 共同事業体で応募する場合は、代表する法人その他の団体を定めていただきます。
- イ 単独で応募した法人その他の団体は、他の共同事業体応募の構成員になることは できません。
- ウ 複数の共同事業体において、同時に構成員になることはできません。
- エ 応募書類受付期間終了後の共同事業体の構成団体の変更は認めません。

6 応募手続

(1) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和7年11月27日(木)~12月3日(水)まで

(土、日を除き、午前8時30分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。)

なお、事業計画書等に関する様式2、収支予算等に関する様式3は、上記日程に 間に合わない場合は、12月9日(火)までの提出を可能とします。

イ 提出方法

応募書類の提出については、原則として「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を使用して提出してください。市ホームページから「オンライン手続かわさき」を検索するとオンライン手続かわさきポータルサイト (外部サイト)のページが閲覧できます。オンライン申請が困難な場合は、書面による提出も可能です。ただし、郵送、電子メール、FAX等での受付はできません。

なお、書面による提出の際は、事前に「21 問合せ先」宛てに電話で日時を予約の上、持参してください。

ウ 書面による提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階

川崎市市民文化局市民文化振興室

エ 書面による提出部数

正本1部、副本2部及び正本の写し13部、合計16部を提出してください。 併せて、Word 及び Excel のデータを CD-ROM で提出してください。

(2) 指定管理者応募予定者向け現地見学・説明会の開催

アートセンターの指定管理者への応募予定者を対象とした現地見学・説明会を、次のとおり開催します。また、併せて図面の閲覧を希望される方にのみ行います。

ア 開催日

令和7年11月10日(月)

イ 会場

アートセンター

ウ参加予約

現地見学・説明会への参加を希望される方は、11月7日(金)正午までに、電子メールに「現地見学・説明会参加申込書(様式11)」を添付して申し込みをして

ください。時間は7日中に連絡します。

なお、会場において募集要項・仕様書等の資料は配布しませんので、川崎市が管理する公式ホームページから資料等を印刷の上、持参してください。

(3) 質問事項の受付

応募にあたって、ご質問等がある方は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年11月4日(火)~令和7年11月13日(木)午後5時まで

イ 受付方法

質問書(様式9)により電子メールで受け付けます。

(電話でのご質問にはお答えできませんのでご注意願います。)

ウ 回答方法

質問に対する回答は、11月19日(水)までに質問者に電子メールで送付する とともに、内容をホームページに掲載します。

(4)費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。

7 応募のための提出書類

(1) 応募書類

- ア 指定管理者応募書(様式1)
- イ 指定予定期間に属する令和9年度から令和13年度までのアートセンターの指定 管理に係る事業計画書(様式2)、収支予算書及び事業経営計画(様式3)
- ウ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- エ 令和4年度、令和5年度及び令和6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(又は収支計算書)。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあっては、 その設立時における財産目録とする。
- オ 令和6年度及び令和7年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 法人にあっては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書(過去2年分)(応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあっては不要)
- キ 役員名簿及び履歴書
- ク 共同事業体にあっては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧 (様式4)
- ケ 共同事業体にあっては、基本合意書(損失の負担配分割合・利益の配分割合等の わかるもの)
- コ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- サ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- シ 文化芸術に関する事業実績、類似施設の運営実績を記載した書類(様式5)
- ス 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供 同意書(様式6)
- セ 宣誓書(応募資格及び提出書類に偽りのない旨)(様式7)

- ソ コンプライアンス (法令遵守) に関する申告書 (様式8)
- タ その他市長が必要と認める書類
- ※ ウ~キ、コ~タについて、共同事業体にあっては、団体等ごとの書類を提出してください。

(2) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出期間終了後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認められません。 ただし、市から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ、 追加資料の提出を求める場合は、この限りではありません。

イ 提出書類の取扱い

- (ア)提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (イ)提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、川崎市情報公開条例 に基づき、開示等をするものとします。
- (ウ) 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ウ 虚偽の記載をした場合の失格 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- エ 民間活用事業者選定評価委員会委員等との接触の禁止

施設の管理運営主体の審査等を行う民間活用事業者選定評価委員会委員、本件業務に従事する本市職員及び本市関係者に対し、本件提案についての接触を禁止します。接触事実が認められた場合には、失格となることがあります。

8 選定

(1) 選定方法

指定管理予定者の選定にあたっては「公募型プロポーザル方式」を採用し、外部の みの学識経験者等からなる「民間活用事業者選定評価委員会」が、応募者から提出さ れた事業計画書等及び提案内容のプレゼンテーションに基づき審査を行い、その審査 結果を参考に、市長が指定管理予定者の最終決定を行います。その後、議会の議決を 経て、市が指定管理者を指定します。

なお、プレゼンテーションは、民間活用事業者選定評価委員会の中で実施します。 時間・場所等については、後日応募者にお知らせします。

民間活用事業者選定評価委員会での審査は、次の「審査の視点」を踏まえ、応募者 の施設管理運営能力を多面的に評価して行います。

<民間活用事業者選定評価委員会(敬称略、50音順)>

氏名	所属等				
岩﨑 秀一 公認会計士/税理士					
垣内 恵美子	政策研究大学院大学名誉教授				
笹原 克	(有) オイコス計画研究所 代表取締役				
前田 成東	東海大学政治経済学部教授				

本杉 省三 日本大学理工学部特任教授

<審査の視点>

明確性	適切な用語・表現を用いて、分かりやすく論理的に説明されていること。
魅力度	提案内容が魅力的または妥当なものであること。
具体性	抽象的ではなく具体的・客観的な提案となっていること。
実現性	提案内容を確実に実施できることが論証されていること。
独自性	応募者の特長を活かした提案内容となっていること
一貫性	提案内容全体が統一されていること。

(2)選定基準

選定基準と配点は、次のとおりです。

配点:合計300点

最低得点ライン:指定管理予定者に決定できる下限の合計得点ラインは6割以上

	選定基準	配点
1	事業目的の達成とサービス向上への取組について	150
	アートセンターの設置目的の達成が図られること	
	(1)設置目的や基本理念等に基づいた施設の役割についての基本的な考え方、達 成目標	10
	アートセンターの事業の展開が適切に図られること	
	(1) 創造発信交流事業への考え方	20
	(2)鑑賞事業への考え方	20
	(3)情報受発信事業、支援事業、連携事業への考え方	15
	(4)特定事業への考え方	15
	(5) 広報・宣伝への考え方	10
,	施設の運営及び維持管理への取組の推進が図られること	
	(1) 施設の提供や利用促進への考え方	15
	(2) 施設や設備の維持管理及び修繕についての考え方	15
	(3) その他の施設の管理運営のために必要な業務への考え方	10
_	人員配置(実施組織・体制)への取組が適切に図られること	
	(1)業務の実施組織・人員配置への考え方	15
	自主事業への取組の推進が図られること	
	(1) 自主事業の取組への考え方	5
2	事業経営計画と管理経費縮減への取組について	75
	(1) 事業計画に対する収支計画の妥当性	30
	(2) 効率的な施設運営と管理経費縮減及び収入確保の取組への考え方	30
	(3)外部資金の確保への考え方	15
3	事業の安定性・継続性の確保への取組について	30
	(1) モニタリングについての考え方	10
	(2) 利用者意見の把握についての考え方	10

	(3) 主体的な業務改善に向けた具体的な取組		10
4	4 応募団体の取組に関する事項	15	
	(1) コンプライアンス (法令遵守) 、個人情報保護への認識や取組への考え方		5
	(2) 災害時等の危機管理体制への考え方		5
	(3) 環境など社会問題に対する認識や具体的な取組、市内事業者活用への考え方		5
Į	5 応募団体自身についての評価	30	
	(1) 文化芸術事業に関する実績、類似施設の管理運営の実績		15
	(2) 事業者の経営方針、経営状況		15
	<u></u>	300	

(3)選定手続

ア 資格審査

応募資格について審査します。

イ 書類審査

応募書類等の内容について審査します。

- ウ プレゼンテーション
- (ア) 実施日時 令和8年1月8日(木)(予定) (具体的な日時等は応募団体に別途ご連絡します。)
- (イ) 実施場所 川崎市役所会議室(予定)
- (ウ) 実施方法 応募団体から民間活用事業者選定評価委員会委員に対し、事業提案 説明を行っていただきます。

(4) 指定管理予定者選定結果の通知・公表

選定結果については、応募者全員に対して通知します。

また、選定結果(応募団体名、指定管理予定者の概要、指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容、審査結果(選定基準ごとの配点)等)は、合否や点数に関わらず原則として議会やホームページ等で公表します。(ただし、川崎市情報公開条例に基づき、一部非公開となる場合があります。)

(5) 指定管理予定者について

選定の結果、次の事項に該当する場合は、第1順位の指定管理予定者と調整を打ち切ることとし、第1順位の指定管理予定者に通知を行うとともに、第2順位の指定管理予定候補者と協議に入ります。

- ア 指定管理者が理由もなく調整に応じないとき。
- イ 指定管理者に指定することが不適当だと認められる事情が生じたとき。
- ウ 協定の締結に向けた協議が整わないと認められるとき。

9 指定管理業務開始までのスケジュール

募集の告示	令和7年10月31日(金)
募集要項・仕様書等の	令和7年10月31日(金)~令和7年12月3日(水)
配布	※市ホームページよりダウンロードしてください。

現地見学·説明会参加 申込	令和7年11月7日(金)まで
現地見学・説明会	令和7年11月10日(月)
図面の閲覧 (希望者)	※時間は申込受付後7日中に指定します。
募集要項等に関する 質問の受付	令和7年11月4日(火)~令和7年11月13日(木)
募集要項等に関する 質問への回答	令和7年11月19日(水)
応募書類の受付	令和7年11月27日(木) ~令和7年12月3日(水) (11月29日(土)・30日(日)を除く) なお、様式2、様式3は、上記日程に間に合わない場合は、 12月9日(火)までの提出を可能とします。
民間活用事業者選定 評価委員会による審 査	令和8年1月8日 (木) ※プレゼンテーション
指定管理予定者の決 定・選定結果の通知	令和8年1月下旬予定
指定管理者の指定	令和8年第1回定例会
協定の締結	令和8年度中
前指定管理者との引継ぎ	令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)
指定管理業務の開始	令和9年4月1日(木)

[※] このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります。

10 モニタリング・評価

指定管理者自身にモニタリング(自己評価)を義務付けています。また、市がモニタリング及び評価を実施します。

(1) 指定管理者によるセルフモニタリング(自己評価)の実施

セルフモニタリングは、実施計画書に基づく業務遂行にあたり、仕様書に定められた業務を確実に履行していることを自ら確認するために、適切に業務記録を作成し、分析・自己評価するものです。指定管理者は、サービスの質の確保やサービス改善のため、利用者等へのアンケート調査を実施する等、提供するサービスの評価を収集・分析し、定期的な自己評価を実施してください。また、これにより得られた結果について、年度ごとに事業報告書に記載し、次年度の業務に反映させるものとします。

(2) 市によるモニタリングの実施

仕様書等に定める業務が確実に履行されているか確認するために、市は、指定管理者に報告書等の提出を求め内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、月1回の定例会や実地調査、スタッフへのヒアリング等により確認します。モニタリングの結果、仕様書等に

定めた業務を履行しない、あるいは求める基準を満たしていないと確認できる場合は、 市は指定管理者に対して改善を指示し、サービスの回復を図ります。

(3) 月例報告書の提出

指定管理者は、月ごとの事業報告を翌月末までに提出してください。詳細は、市と 指定管理者との協議により決定するものとします。

(4) 中間事業報告書の提出

指定管理者は、中間事業報告書として、4月から9月までの6か月分の事業報告を10月の末日までに市へ提出してください。詳細は、市と指定管理者との協議により決定するものとします。

(5) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度の事業終了後、事業報告書及び事業報告書に付随する資料を 作成し、原則4月末日までに提出してください。事業報告書に記載するべき事項は、 概ね次のとおりです。なお、詳細は市と指定管理者との協議により決定するものとし ます。

- ア業務の実施実績
- イ 施設等の利用実績(利用率、利用人数等)
- ウ 業務に要した経費等の収支状況
- エ 利用料金収入の実績、自主事業収入の実績
- オ 利用者からの意見等の把握結果及び対応状況
- カ 業務の実施結果に対する自己評価
- キ 個人情報の保護状況
- ク その他必要と認めるもの

(6) 市による評価の実施

市は、指定管理者から提出された事業報告書をもとに、事業の適正な実施とその成果を確認し、事業目的の達成度や事業による効果について評価を行うとともに、その結果を公表します。また、4年目に総括評価を行います。

(7) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は速やかに改善措置を講ずる等の指導を行います。改善指導をしたにもかかわらず、不具合が解消されない又は改善の見込みがない場合には、業務の一部又は全部の停止や指定管理料の減額、指定取消等の措置を講じることがあります。

(8) 実績評価の反映

指定管理業務の現指定期間における評価結果を次期選定時の評価に反映します。すでに実施した年度の評価結果の「評価ランク」ごとに定める「実績反映」(+10%~-10%)を元に算定する数値を、選定時に「実績評価点」として加減点します。

なお、評価に反映する期間については、以下のとおりとします。

- ・現指定期間が、当施設を現指定管理者が管理して1期目にあたる場合、現指定期間のうち、公募開始までに確定した年度評価を反映する。
- ・現指定期間が、当施設を現指定管理者が管理して連続して2期目以上にあたる場

合、前指定期間の公募時に反映できなかった年度評価と、現指定期間のうち公募開始までに確定した年度評価を反映する。

【反映の例】指定期間5年のケース、現指定管理者が連続して2期管理を行っているケース

評価ランク: 前期4年目C、前期5年目B、1年目C、2年目B、3年目C

選定時の総配点: 100点の場合

前期4年目 ⇒ C 0% 前期5年目 ⇒ B +5% 1年目 ⇒ C 0% 2年目 ⇒ B +5% 3年目 ⇒ C 0%

(0%+5%+0%+5%+0%) ÷5 (年間) = +2%

4年目 ⇒ ※4年目以降は、選定時期以降に評価が行われるため、今回の選定においては未算入

5年目 ⇒

総配点100点 × +2% = 2点 を「実績評価点」として加点する。

評価ランク	A	В	С	D	Е
実績反映	+10%	+ 5 %	0 %	- 5 %	-10%

11 指定管理業務に係る協定の締結

議会の議決により、指定管理予定者が指定管理者として承認された後、市は、指定管理者と仕様書や提案書に沿って協議を行い、協議成立後、指定期間中の包括的な事項を定める「基本協定」と、各年度の実施事項を定める「年度協定」を締結します。

また、協定書に定めのない事項または協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。選定の結果、第1順位の指定管理予定者が理由なく調整に応じない場合は、調整を打ち切る旨の通知を行い、第2順位の指定管理予定者と協議に入ります。

なお、基本協定書に盛り込む主な事項は以下のとおりです。

- 総括的事項
- ・指定管理業務の範囲と実施条件に関する事項
- ・指定管理業務の実施に関する事項
- ・管理物件等に関する事項
- ・指定管理料に関する事項
- ・利用料金及び区分経理に関する事項
- ・情報公開及び個人情報の保護に関する事項
- ・指定期間の終了に関する事項
- ・損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ・その他必要な事項

12 作業報酬の支払いに関すること

指定管理者と締結する公の施設に関する協定は、川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」の対象であるため、協定書に作業報酬に関する規定を設けるものとします。

13 市と指定管理者のリスク分担に関すること

市と指定管理者のリスク分担は、仕様書資料12「川崎市アートセンター指定管理者リスク分担表」のとおりとします。ただし、資料12「川崎市アートセンター指定管理者リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

※1 修繕費の分担の考え方

修繕費の分担については、次の考え方を基本に決定するものとします。

- ア 大規模な修繕については、本市の大規模修繕計画に従い、本市の負担により行います。
- イ 指定管理者の責に帰すべき理由がある場合の修繕は、指定管理者の負担により行います。

詳細は、仕様書「7 指定管理業務の基準(6)修繕業務及び修繕計画に関する業務 イ 設備について」をご確認ください。

※2 物価変動リスク等について

このリスクは、水道光熱費・金利等の変動リスクを指しており、原則として指定管理者の負担とします。なお、提案内容は物価リスクを考慮した提案としてください。ただし、予測不可能な物価変動リスクにより事業者の業務継続が困難となり、利用者へのサービスを中断せざるを得ない状況が発生した場合、新たな指定管理者を選定するまでは、本市が指定管理者を監督し、業務を継続する義務があるため、その対応について協議を行うこととします。

なお、平成23年度に施行された特定契約制度に基づく、作業報酬下限額の変動は、 川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)により指定管理者が当然に遵守す べきものとして、その変動による経費の増減は指定管理者の負担とします。

14 コンプライアンスに関すること

過去2年間に次のような事由があった場合には、コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式8)を提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。

- (1) 川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で 判断
- (2) 法人・団体に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律(食品衛生法、警備業法等(いわゆる「業法」)) その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた。

(3) 法人・団体の役員又はその使用人による次の事由があった場合 業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他の指定管理者としての業務の健 全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがある行為があった。 ※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。 事由によっては、再審査を行う場合があります。

15 業務の引継ぎと指定管理開始に係る準備

- (1)指定管理者は、指定期間の始期(令和9年4月1日)から円滑に事業が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後の令和8年4月1日以降、速やかに事業運営の準備を開始してください。
- (2) 設備・備品、帳簿等に関する業務の引継ぎについて、現指定管理者から次期指定管理者へ確実に引継ぎを行ってください。現指定管理者の指定期間の末日までに、文書及び実務担当者による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は、現指定管理者及び次期指定管理者がそれぞれ負担することとします。
- (3) 事業運営の準備及び実施に関する業務の引継ぎについて、現指定管理者から次期指定管理者へ確実に引継ぎを行ってください。現指定管理者の指定期間の末日までに、文書及び実務担当者による現場説明を十分行うものとし、資料作成、説明等引継ぎに必要な経費は、現指定管理者及び次期指定管理者がそれぞれ負担することとします。ただし、次期指定管理者が引継ぎに必要な人員を新たに準備する場合に、3,099千円を上限額として引継ぎに要する費用(※)を市が負担します。

※令和9年4月からの運営開始に向けて、運営開始1年前から劇場の企画立案・制作公演事業及び企画立案公演事業の準備が始まること、運営開始9か月前から「川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)」事業の準備が始まること、運営開始6か月前から映像ホールの上映事業の準備が始まることを想定し、これらの業務及び引継ぎを実施するうえで要する人件費分として見込んでいます。

※当該経費については議会の議決による承認等を必要とします。

さらに、指定管理者として議会の議決により承認された後、上記11に規定する 基本協定とは別に、引継ぎに関する契約を締結する予定です。契約の締結にあたり、 次期指定管理者は上限額の範囲内で引継ぎに要する人員や費用などについて市に 提案し、市と協議して決定するものとします

(4) 指定の取消しにより、次期指定管理者等に業務を引継ぐ場合は円滑な引継ぎを実施するとともに、費用が発生した場合はすべて指定管理者の負担とします。

16 指定管理者の継続が困難になった場合

指定管理者の責めに帰す事由により業務の継続が困難となった場合において、利用者へのサービスの提供の継続を必要とするときは、新たな指定管理者を指定するまでの間、 指定管理者は、市の監督の下で、業務を継続する義務があります。これが困難な場合は、 市が別の事業者を指名して事業を実施します。この場合の経費については、指定管理者 の負担とします。

17 業務の委託 (業務の一括委託の禁止)

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができますが、

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。また、 業務を委託等する場合には、市内業者(本市内に本社を有する業者。以下同じ。)の育成 及び市内経済の活性化を図るため、市内業者を優先して活用するよう努めるものとしま す。

なお、委託業務の内容については、川崎市と別途協議して定めるものとします。

18 事業所税等

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業者が行う事業に係る事業所税等の市税については、課税の対象となり納税義務者となる場合があります。詳しくは、財政局かわさき市税事務所法人課税課(電話044-200-3938)へお問合せください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問合せください。

19 危機管理体制の整備と対応

(1)安全管理に関すること

- ア 事故防止のための環境整備(職員教育、施設点検・修繕等)を徹底し、安全管理 に努めてください。また施設の管理を行う上で予見される様々な危機が発生した場合に備えて、組織としての緊急対応体制を明確にし、緊急時についてマニュアルを あらかじめ作成して対応を明確にし、従事者の指導に努めてください。
- イ 利用者等の安全確保のためにやむを得ないと判断した場合は、施設の利用を制限、 あるいは通常の施設運営を中止し、市に報告してください。
- ウ 万一、事故等が発生した場合は、負傷者の救護を最優先に、利用者等の安全確保 に全力を挙げて対応するとともに速やかに事故報告書を市に提出してください。

(2) 帰宅困難者の一時滞在施設に関すること

川崎市アートセンターは、川崎市の災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に指定されています。麻生区役所の定める「帰宅困難者等一時滞在施設の開設・運営マニュアル」に基づき、災害時の対応について準備・対応を行うものとします。

(3) 災害時における市との連携に関すること

災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合には、本市の業務の継続性を確保する ために本市が定める応急措置に関する計画を踏まえ、施設の適切な管理運営に努めるも のとします。

20 留意事項

(1)募集要項等の承諾

応募者は、応募書類等の提出をもって本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 重複提案の禁止

施設に関する提案については、一事業者につき一案とします。

(3) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式10)を令和7年12月8日(月)午後5時00分までに「21 問合せ先」まで提出してください。

(4) 指定管理者選定過程で不祥事等が発生した場合の対応

指定手続の過程で指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。上記の場合及び議会の議決を得られなかった場合には、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、議会の議決を経て指定管理者として指定することができるものとします。

なお、議会の議決を得られず指定候補者を指定管理者として指定しないこととした 場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

(5) 適格請求書等保存方式 (インボイス) に関すること

指定管理者は利用料金を収受する場合、適格請求書等保存方式(インボイス)へ対応することとし、適格請求書発行事業者として登録されていることを必要とします。 なお、共同事業体の場合、利用料金を収受する構成団体はインボイス事業者の登録が必要になります。

(6) 市政への協力について

全市で政策的に取り組んでいる事案については、積極的に協力することとします。

(7) 守秘義務

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該業務以外の目的で使用することはできません。また、指定管理期間終了後も同様とします。また、必要に応じて、指定管理者が実施する情報セキュリティ対策に関して確認を行うことがあります。

(8) 関係法令等の遵守

指定管理業務にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

- ア 地方自治法及び同法施行令
- イ 川崎市アートセンター条例及び同条例施行規則
- ウ 個人情報の保護に関する法律
- 工 川崎市情報公開条例
- 才 行政手続法等
- 力 消防法 (昭和23年法律第186号)
- キ 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- ク 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)
- ケ その他の関連法令

2 1 問合せ先

- (1) 住所 〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階
- (2) 担当部課 川崎市市民文化局市民文化振興室(担当 梅澤・相澤・春成)
- (3) 電話番号 044-200-2433
- (4) FAX番号 044-200-3248
- (5) 電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

様式

様式1	川崎市アートセンター指定管理者応募書
様式2	令和9年度から令和13年度までのアートセンターの指定管理
	に係る事業計画書
様式3	収支予算書及び事業経営計画
様式4	共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧
様式5	文化芸術に関する事業実績、類似施設の運営実績
様式6	指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個
	人情報の外部提供同意書
様式7	宣誓書
様式8	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書
様式9	質問書
様式10	辞退届
様式11	現地見学・説明会参加申込書